



広報 11月 ひまわり

令和6年11月発行
栃木県小山警察署 野木交番
0280-56-1703

児童虐待防止対策の推進について

児童虐待の定義

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（18歳未満）に行うもので、殴る、蹴るなどの身体的虐待や性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含まれます。

○ 身体的虐待

暴力等により身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為

○ 性的虐待

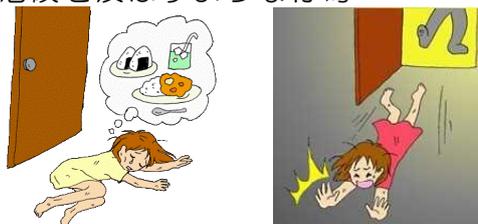
性的暴行や児童に対するわいせつな行為

○ ネグレクト

育児放棄や怠慢

○ 心理的虐待

心理的外傷を与える行動を行うこと



「児童虐待かも」と思ったら、警察や児童相談所に通報を。

近所で子どもや保護者がこんなサインを出していたら通報して下さい。

● 子どものサイン

- 子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある。
- 不自然な傷や打撲の跡がある。
- 衣類や体がいつも汚れている。
- 夜遅くまで一人で家の外にいる。

● 保護者のサイン

- 小さい子どもを家に置いたまま外出している。
- 子どもの怪我について不自然な説明をする。



★車内に子供を置いていかないで！

車内に取り残された子どもの事件事故が発生しています。

子ども（乳幼児）は体温調節機能が未熟なため、自動車内など内部の気温が上がりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。

「眠っているから」「少しだけなら」と子どもを自動車内に乗せたまま、その場を離れると大変危険です。

自分で身を守ることでできない子どもを守るのは保護者の役割です。

十分な気配りを忘れないようにしましょう。

11月25日(月)～12月1日(日)は 「犯罪被害者週間」です。



県民の皆さんに、犯罪被害者やそのご家族がおかれている状況や、それらを踏まえた被害者支援の必要性、警察等が行っている被害者支援に関する活動や各種施策を知っていただき、支援の輪を広げるとともに被害者支援等への配慮を呼びかけることを目的としています。



栃木県警察県民広報相談課公式YouTubeチャンネル

とちぼりチャンネル →

警察の情報や活動の動画を公開しています。
ぜひご覧ください。

